

## 【結果公表】

弥富市障がい者計画・第7期弥富市障がい福祉計画・第3期弥富市障がい児福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果については、以下のとおりです。

案件名	弥富市障がい者計画・第7期弥富市障がい福祉計画・弥富市第3期障がい児福祉計画(素案)		
募集期間	令和5年12月1日(金)～令和6年1月4日(木)		
担当課	健康福祉部 福祉課		
募集結果の概要	弥富市障がい者計画・第7期弥富市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)に対する意見を募集した結果、2人の方から8件の意見が提出されました。		
意見提出数	持参	1人	1件
	郵送	0人	0件
	ファクシミリ	0人	0件
	電子メール	1人	7件
	合計	2人	8件

### 提出された意見と市の考え方

NO	意見・提言の内容	市の考え方
P20	「窓口・担当を配置しただけ」「相談を聞いただけ」で終わらせないで欲しい。問題や悩み解決に具体的につながらなければ意味が無いと思います。	中核機関として障害者基幹相談支援を海部南部権利擁護センターが担っており、市内障害者相談支援事業者との連携を強化し、地域の相談支援の充実・機能強化を図っています。今後も随時、課題の解決に取り組み、事業を推進していきます。
P23 P33	通学・通勤への支援を福祉サービスの対象にして頂きたいです。 1人で移動できない子の通学・通勤の付き添いは、両親特に母親の就労への影響が大きく、退職を余儀なくされる可能性も大いにあります。	通勤や通学など通年かつ長期にわたる外出については、訓練目的や特別な理由を除き、移動支援の給付の対象としておりません。頂いたご意見は、今後の取組や事業の参考にさせていただきます。
P27	専門知識はもちろんまず本人や保護者へ寄り添えるような「人柄」「人格」「心構え」を求めます。 不安を抱える親子が最初に接する保健師が心無い対応をとる場面が多く、更に追い詰められます。	ご意見ありがとうございました。頂いたご意見は、関係機関に情報共有させていただきます。
P28	令和4年に配布いただいた「弥富市ハザードマップ」によると市内に福祉避難	当市においては、災害時はまず一般の避難所に避難をしていただき、福祉避難所は、介護

	<p>所は5ヶ所で、一部の小学校区では0の状況です。まずは、市内全体に福祉避難所を設置いただきたいと思えます。また、避難所へのアクセスについてのアンケート結果はありますが、アクセスの問題だけでなく、障害を有する方の避難所での暮らし方も大変と思えます。「障害」によりその特性はさまざまです。精神障害や発達障害では集団生活に馴染むことの難しい方もいらっしゃると思われれます。福祉避難所を確保いただき、障害特性に合わせた支援のための備蓄品の充実を望みます。</p>	<p>が必要な高齢者や障がい者の方などを、一時的に受け入れてケアをする施設として、必要に応じ開設することとなっております。なお、障がいの方が配慮を受けられるよう、各避難所には配慮を必要とする方であることを表示するベストを配備しております。</p> <p>今後、福祉避難所の対象となり得る施設を把握した場合、関係課と連携の上、必要に応じ施設管理者等へ働き掛けていきます。</p>
P31	<p>「地域で生活」というと聞こえが良く聞こえますが、環境や支援が整ってなければ結局家庭・家族任せに他無いと思えます。</p> <p>親や家族もいつまでも若く元気ではいられないので、当人の将来へ不安を残さぬようグループホームへの支援等を願っています。</p>	<p>グループホームの整備を望む声が多くあり、市としても今後、社会福祉法人や民間事業所の協力を得ながら順次整備を進めていきます。</p>
P40	<p>保健センターにて1歳半健診後、民間の療育を受けたいと望んだにも関わらず情報提供が行われず母子通園のみを推し進める対応を受け結果的に早期療育へつながるのが遅れました。各家庭事情があり、悩んだ末の選択を頭から否定・拒否するのは親子支援としても専門的な立場からの支援としても誤りだと思えます。</p> <p>「早期療育」＝「母子通園」だけでなく様々なルートを提案、または寄り添えないのであればせめて拒否や否定、邪魔をしないで頂きたいです。</p> <p>また、障がい児本人に収入が無いにも関わらず療育を受ける際の保護者の自己負担が所得制限により大きな差があるのは子どもへの差別だと感じております。所得制限世帯へ補助を行っている自治体もあるため、弥富市にも検討して頂きたい。</p>	<p>保護者には扶養義務があり、18歳未満の方は、応能負担の原則により、保護者の負担能力やその他の事情によって、負担上限額を定めているため、補助は考えておりません。また、収入要件に基づく自己負担に関しては、障害者総合支援法施行令に基づき、負担上限額を定めています。</p> <p>その他のご意見につきましては、関係機関に情報共有させていただきます。</p>
P41	<p>母子通園施設について、昨今の核家族化・共働き化にそぐわないのではないかと。そもそもなぜ「母親」に限定されるのか、働く母親が増える中、親子同</p>	<p>母子通園施設「のびのび園」は、平成17年4月より弥富市母子通園施設条例に基づき、心身の発達の遅れやその傾向にある児童と保護者を対象に、日常生活における基本的な動</p>

	<p>伴が必須な「母子通園」は非常に重荷となります。父親の「参加」も増えていると思われませんが、「母子」という名称に表れているように、特に障害児に伴う事柄は何もかも「母親」に背負わせるような背景に感じます。</p>	<p>作の指導と集団生活への適応訓練等を行っていますが、対象となる保護者を「母親」に限定しているわけではありません。</p> <p>ただし、頂いたご意見のように、就労する母親が増加する中で、のびのび園においても父親や祖父母の参加が増えつつありますので、「母子通園施設」という名称の変更を含め、対象となる方がより利用しやすくなるよう改善してまいります。</p>
P45	<p>町中の病院へ障がい児を受診させるハードルが高く、歯科等定期的に通いたくても障がいへの理解がない、専門医にかかっても配慮が受けられない等の困難があります。</p> <p>医療機関への協力や教育も進めて頂きたいです。また、市役所での障がい者歯科の受診日開設や、家庭への訪問医療の支援等を進めていただきたいです。</p>	<p>障害者差別解消法の改正により、合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務化される事に伴い、引き続きホームページへの掲載や市内事業所への周知に努めてまいります。</p> <p>その他のご意見につきましては、関係機関に情報共有させていただきます。</p>

意見募集時の公表資料

弥富市障がい者計画・第7期弥富市障がい福祉計画・弥富市第3期障がい児福祉計画  
(素案)

■閲覧場所及び問合せ先

福祉課 障害福祉グループ 電話0567-65-1111 内線 162・163